

指定認知症対応型通所介護事業所
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所

デイサービスセンターおうしゆく

重要事項説明書

社会福祉法人みやぎ会

指定認知症対応型通所介護事業所
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
デイサービスセンターおうしゅく
重要事項説明書

社会福祉法人みやぎ会
更新日 令和5年7月11日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【雫石町指定 介護保険事業者番号】
0392100186

当事業所は、利用者に対して認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

*** 当事業所への通所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。**

1. 事業所内容

(1) 事業者（事業所設置法人）

法人名	社会福祉法人みやぎ会
所在地	〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81
電話番号	0178-51-2010
FAX番号	0178-51-2011
代表者名	理事長 田中 信幸
設立年月日	平成11年4月6日

(2) 事業所名称等

事業所名	デイサービスセンターおうしゅく
所在地	〒020-0574 岩手県岩手郡雫石町鶯宿第9地割67-1
電話番号	019-695-2580
FAX番号	019-695-2581
管理者氏名	高橋 環奈
開設年月日	平成21年6月1日

(3) 事業所の目的と基本理念

*目的

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスは、在宅ケアを支援する事を目的とし、その能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するサービスです。

認知症を持つ高齢者に社会の交流の場を提供し、社会的孤立感を解消し、心身の活性化を図ります。そして、生活リズムを整え、家族の介護負担の軽減を図ります。また、入浴や食事を提供することにより、心身両面の健康維持を図ります。

*基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生き甲斐を高め、自立への意欲を支援していきます。

(4) サービス提供地域 雫石町

(5) 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護定員

1日当たり 12名

(6) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

1. 営業日 月～土(年末年始・祝祭日も営業)
2. 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとします。
(サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分)

(7) 職員の職種、員数

- | | | |
|----------|----|----------------------|
| ①管理者 | 1名 | (常勤1名、生活相談員・介護職員と兼務) |
| ②生活相談員 | 2名 | (常勤2名、内管理者と兼務1名) |
| ③介護職員 | 3名 | (常勤3名、内管理者と兼務1名) |
| ④機能訓練指導員 | 1名 | (非常勤1名) |
| ⑤その他の職員 | | 必要に応じて配置。 |

(8) 設備等の概要

食堂兼 機能訓練室	53.3 m ² (内法面積)	浴室	1ヶ所
		機械浴室	1ヶ所
静養室	18.56 m ²	洗面・脱衣所	1ヶ所
相談室	9.50 m ²	便所(女子用)	1ヶ所
		便所(男子用)	1ヶ所
		便所(男女兼用)	1ヶ所

2. サービス内容

- | | |
|------|-----------|
| 1 送迎 | 4 機能訓練 |
| 2 入浴 | 5 健康状態の確認 |
| 3 食事 | |

3. 利用料金及び支払い方法について

- (1) 利用料金については、別紙②の料金表を参照して下さい。
- (2) 利用料金については、精算を月末締めとし、翌月15日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第、領収書を発行いたします。お支払いについては、窓口での支払い、または指定口座への振込、もしくは預金口座振替の方法があります。
- (3) 前号(1)(2)で請求しました利用料が、3ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情がある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

4. 利用手続きについて

事業所の利用については、生活相談員が介護保険者証を確認の上、事業所の説明を利用者及び代理人に対し行い、下記の書類を提出していただきます。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護利用申込書 | 1通 |
| ②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護利用契約書 | 1通 |
| ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護重要事項説明書 | 1通 |
| ④秘密保持・個人情報保護法の遵守についての同意書 | 1通 |

5. 利用にあたっての注意事項

- (1) 飲食物の持ち込みは、医学的管理上及び衛生管理上問題となる場合がありますのでご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は禁止させていただきます。但し、事業所行事に伴って提供される場合はこの限りではありません。
- (3) 喫煙は、所定の喫煙場所をお願いいたします。定められた場所以外での喫煙は禁止します。
- (4) 設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分にご注意願います。なお備品等

(3) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
岩手県国民健康保険 団体連合会介護保険課分室	岩手県盛岡市大沢川原三丁 目 7 番 30 号	019-604-6700	019-604-6701
雫石町役場 福祉課	岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1	019-692-2111	019-692-1311

(4) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- ・第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項等の確認

◎第三者委員

9. その他

(1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

(2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者や生活相談員、またはスタッフにお声がけください。

10. 第三者評価の実施の有無について

(1) 実施の有無について (無)

(2) 実施した直近の年月日

(3) 実施した評価機関の名称

(4) 評価結果の開示状況

